

障害者施策について

2006年10月1日現在

<p>障害者自立支援法による国の応益負担分についての軽減は、豊橋、碧南、江南の3市のみ。 障害乳幼児への利用料軽減は、7市1町・検討1市。 地域生活支援事業のうち利用料負担の大きい移動支援などの利用料軽減は17市5町。 負担軽減策を設けない自治体は6市13町村、このうち4町村は「財政事情」を理由としてあげている。 なお、常滑市は障害児通園施設の負担軽減を行っている。 軽減策の内容では「負担額の合算」を行うところが多いが、内容は市町村ごとに異なり、市町村での差が激しくなっている。</p>
<p>回答欄の表示</p> <ul style="list-style-type: none"> 実施している（障害者自立支援法の応益負担を軽減） 実施している（地域生活支援事業の移動支援の利用料軽減など） 実施している（地域生活支援事業の移動支援以外の利用料軽減など） 実施予定・検討中 ×実施予定なし

市町村名	回答	実施内容	障害乳幼児の利用料負担の軽減	その他
1 名古屋市		地域生活支援事業の移動支援事業および地域活動支援事業(経過的サービス)の利用者負担は、独自の月額負担上限額の設定、その際に、障害者本人のみの課税状況による階層区分の判定、国制度の負担と合算しても国制度の負担上限額を超えないための配慮など負担軽減策。	障害児の通園施設について利用料減免、給食費を月670円の上限に軽減。	移動支援の余暇活動利用を36時間に制限。生活上必要不可欠な外出は必要時間。
2 豊橋市		障害者サービスの利用者負担を低所得1のものについて、月額8000円を超えた額を助成。育成医療、精神通院医療の自己負担を全額助成。更生医療の低所得1・2の者の自己負担を全額助成。	公立知的障害児施設では、食費300円に設定。さらに、所得に応じ食費を70円・230円と設定。	
3 岡崎市		地域生活支援事業のうちコミュニケーション事業、地域活動支援センターの一部、福祉機器リサイクル事業等は無料。		
4 一宮市		地域生活支援事業のうち、利用者に定率(1割)負担を求める、移動支援、地域活動支援センター、日中一時支援、経過的サービス、生活サポートの負担分については、障害福祉サービスの利用者負担と合算して上限までの負担。		
5 瀬戸市		地域生活支援事業、生活保護者については負担なし、コミュニケーション支援については利用負担なし。	のぞみ学園の利用料を10月までの負担額を基準に減免。	10月から通園・通学に移動支援を認める。
6 半田市		地域生活支援事業を利用する低所得者の利用者負担を4%、6%に減額。月額負担上限額を国制度のサービスと地域生活支援事業のサービスの利用者負担額の合算とし、負担額の上限を国制度の負担上限額までとする。	障害児施設利用助成金を支給する。	小・中・高校生を対象に日中一時支援C型を設定。
7 春日井市		実態把握に努め、利用が低下し自立が大きく阻害されているような実態があれば、軽減策について検討したい。		10月から「心身障害者扶助料」の対象を拡大。

市町村名	回答	実施内容	障害乳幼児の利用料負担の軽減	その他
8 豊川市		月額負担上限額は、自立支援給付及び地域生活支援事業と合算して算定。	児童デイサービス(ひまわり園)は負担額償還払いにより還付。	
9 津島市	×			
10 碧南市		低所得者に対する利用者負担額の2分の1助成。介護給付費と地域生活支援事業を合算し、世帯上限管理(補そう具に日常生活用具も合算)。		
11 刈谷市		障害福祉サービスと地域生活支援事業の6事業のサービスの利用者負担を合算し、当該負担額が障害者自立支援法施行令第17条に規定する額を超えた場合は償還払い。また、補そう具と日常生活用具についても同様の軽減策。	知的障害児通園施設「刈谷市立しげはら園」で、給食費を今年度中は、自己負担額を免除。	
12 豊田市				
13 安城市		国制度(介護給付等)と市制度(地域生活支援事業)の利用者負担額を合算し、月額上限額を超える分について、後日返還する。	知的障害児通園施設の給食費は今年度は無料。	
14 西尾市		手話通訳派遣、地域活動支援センター無料。日中一時支援、日常生活用具の給付、生保:0円、低所得 1:4%、低所得 2:6%、一般:10%。介護給付と同様の負担上限額とし、地域生活支援事業と介護給付とを合算して適用。日常生活用具は補そう具とのみ合算。	知的障害児通園施設の給食費は無料。	
15 蒲郡市	×			
16 犬山市		地域生活支援事業、各事業ごとに無料を含めた軽減措置を実施。	市直営の児童デイサービスは、市民税非課税世帯は無料、課税世帯は1回200円、月額上限額を2200円。	
17 常滑市	×		療育施設の通園児に利用料・食費の負担軽減。市外通園児にも軽減策を設ける。	
18 江南市		利用者負担軽減措置として、ホームヘルパーについて所得税非課税世帯は1割負担を5%に、デイサービスについて市民税非課税世帯では、利用時間4時間未満が130円、4時間以上6時間未満が200円、6時間以上が260円、市民税課税世帯では利用時間4時間未満が200円、4時間以上6時間未満が300円、6時間以上が400円。 地域生活支援事業については、相談支援事業、手話通訳者設置事業、手話通訳者派遣委託事業、要約筆記派遣委託事業、精神障害者地域活動支援センター事業を実施し利用者負担はありません。	児童デイサービス利用料に負担軽減。	
19 小牧市	×			

市町村名	回答	実施内容	障害乳幼児の利用料負担の軽減	その他
20 稲沢市		地域生活支援事業については、利用者負担割合、原則 1 割であるが、市町村民税非課税世帯については、5%負担とし、生活保護世帯については 0%。		日常生活用具給付事業のストマ用装具及び紙おむつを半額減免。
21 新城市		地域活動支援センター、移動支援、日中一時支援、経過的デイサービス、訪問入浴は、自立支援給付と重複利用の場合、利用者負担の上限額を合算。コミュニケーション支援は無料。		
22 東海市		手話通訳派遣に係る利用者負担は無料としているところ。訪問入浴サービスに係る利用者負担は無料としているところ。地域活動支援センターに係る利用者負担は無料。	障害児通園施設サービス負担と食費を合算し、9 月までの負担額水準に軽減。	10 月から小・中・高生を対象に日中一時支援事業を開始。
23 大府市		地域生活支援事業については、市民税非課税世帯について定率負担を 5%に、負担上限月額を 15000 円に。	障害児施設は、従来の応能負担額を限度とし、定率負担との差額を軽減。	
24 知多市		地域生活支援事業のうち手話奉仕員・要約筆記奉仕員派遣事業、移動入浴事業、地域活動支援センター事業は利用料なし。	「障害児施設利用給付費」を創設し、利用料は無料。	
25 知立市	×			
26 尾張旭市		地域生活支援事業については月額負担上限額を設定。	児童の障害児通園施設については、他市の動向をみて検討。	
27 高浜市		負担上限額について、自立支援給付と地域生活支援事業の合算。		
28 岩倉市		国制度と地域生活支援事業との上限額合算(補そう具、日常生活用具、自立支援医療は除く)。精神障害者地域活動支援センター・コミュニケーション支援に係る利用料減免。	母子通園型児童デイサービスの利用料減免。	ストマ用装具、紙おむつ軽減。
29 豊明市		地域生活支援事業の利用料は、利用者の属する世帯が市町村民税非課税の場合は 5%。利用者の属する世帯が生活保護世帯の場合は無料。	障害児施設(学齢前)の通所利用に食費を含む利用料の軽減。	
30 日進市		コミュニケーション事業、相談支援事業の利用者負担なし。		
31 田原市		介護給付費、訓練給付費、地域生活支援事業をひとつとしての負担上限額の設定。	長期休暇にレスパイト事業を実施。放課後児童クラブにヘルパー派遣を実施中。	
32 愛西市	×			
33 清須市		自立支援給付に係る利用者負担額と地域生活支援事業(日常生活用具給付事業及び助成事業を除く)に係る利用者負担を合計した限度額。		
34 北名古屋		地域生活支援事業について、利用者負担は無料。ただし食費等実費あり。		
35 弥富市		地域生活支援事業のうち、相談事業およびコミュニケーション支援事業は利用者負担なし。		

市町村名	回答	実施内容
36 東郷町		<ul style="list-style-type: none"> ・地域生活支援事業の中で、利用者負担月額上限やグループ利用者の負担軽減を独自に実施している。 ・障害児の通園利用について、利用料分を福祉給付金として全額支給。 ・日中一時支援事業を開始。
27 長久手町	×	
38 豊山町		<ul style="list-style-type: none"> ・障害者自立支援法における補そう具給付及び地域生活支援事業における日常生活用具給付等事業の利用者負担額を一部助成。
39 春日町		<ul style="list-style-type: none"> ・介護給付と地域生活支援と併用したときの利用料について、月額上限額は介護給付の例のみで考える。補装具も含む。 ・地域生活支援事業、学齢児のデイ・移動支援について委託できる事業所があれば実施したい。
40 大口町		<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援事業、利用者負担無料。コミュニケーション事業、利用者負担無料。移動入浴、定率軽減。
41 扶桑町		<ul style="list-style-type: none"> ・児童でデイサービスの利用料の2分の1を減免。学齢児は児童デイの対象外。
42 七宝町	×	
43 美和町	×	
44 甚目寺町	×	
45 大治町	×	
46 蟹江町	×	
47 飛島村	×	
48 阿久比町		<ul style="list-style-type: none"> ・地域生活支援事業中、次の事業は利用者負担を無料 相談支援事業、地域活動支援センター、手話通訳派遣事業、訪問入浴サービス事業、更生訓練費給付事業、知的障害職親委託事業。他の障害福祉サービスなどは、国に殉じた利用者負担。 ・障害児施設の利用料負担について、近隣市町の状況を研究した上で、考慮したい。
49 東浦町	×	
50 南知多町	×	
51 美浜町	×	
52 武豊町		
53 一色町		<ul style="list-style-type: none"> ・地域生活支援事業の利用負担上限を設置。 ・障害児施設の給食費については、今年度は負担なし。
54 吉良町		<ul style="list-style-type: none"> コミュニケーション支援(手話・要約筆記)、地域活動支援センター(精神)事業は利用料を無料。
55 幡豆町		<ul style="list-style-type: none"> 障害者自立支援給付分と地域生活支援事業分を合算して上限額を超える場合は上限額までとする。
56 幸田町		<ul style="list-style-type: none"> 本年度に知的障害児通園施設の学齢児利用者の施設給食費の負担軽減助成の意向。
57 三好町		<ul style="list-style-type: none"> 町内の地域活動支援センターの利用料の軽減。
58 設楽町		
59 東栄町		
60 豊根村	×	<ul style="list-style-type: none"> 地域生活支援事業は、近隣市町村に依頼することを含めサービス利用に対応。
61 音羽町	×	
62 小坂井町		<ul style="list-style-type: none"> ・自立支援給付(介護給付・訓練等給付)と地域生活支援事業の合算額で上限管理。 ・障害児施設の給食費については、低所得者に対して給付している。
63 御津町	×	